



～遺言書はやっぱり大事です!～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



遺言書がないと相続人に大きな負担・迷惑をかけてしまう恐れがあります。「死んだあとには勝手にしてくれたい」「たいした財産はないので大丈夫だ」と考える方がたくさんおられます。病気になってから、事故になってから、死期が近づいてから作成するというものではありません。認知症を発症してしまうなど有効に遺言をつくることができなくなってしまいう可能性もあります。

●公正証書遺言

公証人に作成してもらった遺言書。証人2名が必要で、費用と手間がかかるが、確実性が高い方式といえます。公証役場で原本を保管してくれるので、紛失・隠蔽などのリスクがない。文字をかけなくても作成でき、公証人に自宅や病院に出向いてもらうことも可能。

●自筆証書遺言

遺言者が本文を自書(自ら書くこと)して作成する遺言書。ボールペン、ノート、印鑑があれば、今すぐにも作成することが可能です。ただし、形式の不備などにより無効になることもあるので、専門家に相談をするほうが良い。また、遺言書の紛失や破棄、偽造を防止するため、法務局が遺言書の原本を保管してくれる制度の「遺言書保管制度」を利用することがお勧め。

次のいずれかひとつでもあてはまる方は、必ず遺言書を作成しましょう。

1. 夫婦の間に子供がいない人
2. 離婚した相手との間に子供がいる人
3. 障害や認知症により判断能力がない相続人がいる人
4. 相続人に行方不明・生死不明の方がいる人
5. 相続人同士の仲が良くない人
6. 相続人の人数が多い人
7. 相続人がいない人
8. 内縁の妻(夫)がいる人
9. 法定相続人以外に財産を残したい人
10. 不動産を所有している人
11. 自身の意思で財産の分配や割合を決めたい人
12. 会社経営者や個人事業や農業を営んでいる人
13. 財産をどこかに寄付したい人
14. 祭祀財産の継承者を決めておきたい人

一度、遺言書を作成したとしても、生活状況や経済状況などの変化、自分の気持ちの変化があった場合には、いつでも書き直すこともできます。元気でしっかりとした判断能力があるうちに作成しておくのが望ましいといえます。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp